



令和5年8月30日

## 船員災害ゼロへ、高めよう安全衛生意識！

～ 令和5年度（第67回）船員労働安全衛生月間スタート ～  
「安全な 航海祈ると 家族の便り 無事故に備える 守り札」

国土交通省では、9月1日から30日までを「船員労働安全衛生月間」と定め、船員災害の防止を図ることを目的として、集中的に船員をはじめ関係者の安全衛生意識の高揚、船員災害防止対策の推進を目指した取組を行います。

### 1. 船員災害の特徴

船員の労働災害発生率は、陸上の全産業の労働災害発生率と比較すると依然として高い状況になっており、高齢船員の死傷災害が特に多くなっています。

また、死亡災害は海中転落が最も多く、平成29年度から令和3年度の全国累計で死亡者総数113名のうち、42名となっており、その半数近くを占めます。

### 2. 苫小牧地区の活動

苫小牧～日高方面においては「苫小牧地区船員労働安全衛生協議会」が主体となり、広報、訪船指導、水質検査等、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら活動を実施します。

活動の全般については、「【別紙】令和5年度行事計画」をご覧ください。

#### 【C to Seaプロジェクト】



海や船が「楽しく身近な存在」になるための取組が盛りだくさん！  
ポータルサイト「海ココ」はコチラからどうぞ →



令和4年度 監査の様子

#### 【問い合わせ先】

国土交通省北海道運輸局室蘭運輸支局苫小牧海事事務所

担当：運航労務監理官 伊藤、山内

電話：0144-32-5901

## 令和5年度行事計画（第67回 苫小牧地区船員労働安全衛生月間活動実施計画）

船舶所有者及び船員等関係者の安全衛生に対する意識の高揚を図るとともに、船員災害防止対策を推進します。

### 「安全な 航海祈ると 家族の便り 無事故に備える 守り札」（今年度スローガン）

重点事項として、①作業時を中心とした死傷災害防止対策、②海中転落・海難による死亡災害防止対策、③漁船における死傷災害防止対策、④船舶の設備等ハード面での安全対策の推進、⑤船員の健康確保対策、⑥新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策、⑦その他の健康管理上の取組、⑧ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保、⑨ITを活用した健康管理等の推進、⑩年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策、⑪その他の安全衛生対策に取り組みます。

活動項目	細目	対象	実施方法	備考
広報活動	広報	在港船舶 海事関係者 市民	報道機関、各漁協（広報等）に記事等の掲載を依頼し、月間の主旨及び実施計画の周知を図ります。	
	立看板の設置	同上	日高地区6か所、苫小牧港湾地域8か所に立看板を設置し、港湾合同庁舎3階窓に「船員労働安全衛生月間」字幕を掲示します。（設置・破損の現況を確認する）	日高地区 静内、浦河、 荻伏、様似、 えりも、庶野
	幟旗の設置	同上	海事関係者に掲示を依頼して、月間の意識高揚を図ります。	
	ポスター及び標語の配付	同上	船舶、船主、海事関係者、船員法指定医に掲示を依頼し、月間の意識高揚を図ります。	船舶については、 訪船時に配付
	緑十字旗の掲揚	在港船舶 海事関係者	船舶所有者、代理店及び船舶に依頼し掲揚促進を図ります。	
	記念品の配付	同上	訪船船舶の乗組員に記念品を配付し、月間の周知を図ります。	
訪船指導	チェックリストによる指導	在港船舶	訪船指導班を編成し、重点事項を中心にチェックリストによる点検指導を行います。	
水質検査	船内飲用水	同上	苫小牧港入港船から飲用水を採取して水質検査を実施します。（3隻実施予定）	
安全衛生デー	周知活動	同上	海事事務所窓口及び訪船指導時に安全衛生デーの周知啓蒙を図ります。	